

山形県立山形西高等学校 文化部活動方針

生徒課

1 本校文化部活動の基本方針

- ア. 文化部活動を通じて、本校の教育目標と教育活動の方針を達成することを目指す。
- イ. 本校の文化部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むものとする。
- ウ. 学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- エ. 生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を図る。
- オ. バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

2 文化部顧問の役割

文化部顧問（以下、顧問）は、活動方針の具体化のため次のことに留意し活動を行うこと。

- ア. 生徒の自主的・自発的な活動を支援する。
- イ. 生徒が心身の健康を保持し、学習との両立を図ることができるよう活動時間・活動内容などについて指導する。
- ウ. 生徒の事故防止に努める。
- エ. 体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- オ. 文化部コーチに対しても本校の部活動活動方針の趣旨を徹底させる。

3 文化部活動の休養日及び活動時間について

- ア. 休養日・活動時間などについては、以下のとおりとする。

| | |
|----------------------------------|---|
| 休養日 | 週当たり 平日1日以上、週休日（土曜日・日曜日）1日以上 *年間の休養日は、平日・週休日を合わせて104日以上とする。 |
| 活動時間 | 平日2時間程度 週休日3時間程度 *ただし部活動終了時刻と完全下校時刻は以下の通りとする。 【通常日】完全下校 18:00 【7校時授業の日で延長許可を受けた場合】完全下校 18:30 【高文連主催の大会及び定期演奏会、定期公演、発表会等で特別活動許可を受けた場合】完全下校 19:00 |
| 長期休業中の休養日 | ある程度の長期の休養期間（3日程度）を設けること。 |
| *上記の活動時間とは、通常の練習の活動時間であり、合宿等は除く。 | |

- イ. 休養日の振り替えについて

校長が認める「目標とする大会前の特別強化期間」や「強化指定部」は、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、前後の週に休養日を振り替えることができる。前後の週に振り替えることが難しい場合はなるべく近接した週に振り替え、年間計画に示すこと。

ウ. その他

- ① 定期考査1週間前は部活動休止日とする。

4 大会参加、合宿等について

- ア. 大会参加については、事前に大会出場許可（公欠届）を提出して、校長の許可を得ること。
- イ. 合宿については、『学則及び諸規定』「12 合宿に関する規定」に基づき実施すること。
- ウ. 主催者が高等学校文化連盟以外が主催する大会・発表会に参加する場合は、事前に大会要項・遠征計画・保護者の参加承諾書など必要な文書を添えて起案し、校長の許可を得ること。また事前に事務部と旅費について折衝し、承諾を得ること。
- エ. 令和4年5月19日付高校教育課長発出の文書「令和4年度県外に宿泊を要する学校行事、芸術・文化活動等に関わる届出について」に基づき、必要な届出を県教育長宛に提出すること。
- オ. 大会参加、合宿等については、生徒・保護者の経費負担や生徒の学習活動への影響を考慮して実施すること。

5 年間計画及び活動実績について

- ア. 顧問は、4月末日までに年間活動計画を作成して提出しなければならない。
- イ. 顧問は、3月末日までに活動実績を提出しなければならない。
- ウ. 各部活動の年間活動計画は本校ホームページに掲載すること。

6 強化指定部について

- ア. 強化指定を受けたい部活動は4月10日までに事由を記載のうえ強化指定申請書を生徒課長へ提出すること。
- イ. 強化指定部については、文化部顧問会で審議し、校長が指定する。

※上記以外の事項については、山形県教育委員会の方針に則って実施する。

令和4年7月22日策定